

高事第 2471 号
令和 3 年 12 月 27 日

高齢者施設等管理者・施設長 様

大阪府知事 吉村 洋文

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組みについて

平素は、大阪府政へのご理解・ご協力をいただきお礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症に対する取組みにつきましても、ご協力いただき誠にありがとうございます。

12 月 23 日、国において「感染拡大傾向時の一般検査事業」に関し、オミクロン株に対する特別対策として、感染状況がレベル 2（大阪モデル黄色信号相当）に達していない状況においても、都道府県知事の判断により府民への検査要請が可能となる方向性が示されました。

これを受け、本府においても、オミクロン株の市中感染が発生していることから、12 月 23 日、第 63 回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、令和 3 年 12 月 24 日から令和 4 年 1 月 31 日までの間、府民に対し、感染不安を感じる無症状者は、検査を受診することを呼びかけること等の要請を決定いたしました。

つきましては、本会議で決定された要請内容等についてご理解・ご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、新型コロナワクチンについては、接種後の時間経過に伴い、抗体価の低下による感染・重症化予防効果の逡減のリスクが懸念されることから、クラスターの発生や感染時の重症化リスクを抑制するため、高齢者施設の入所者等への速やかな追加接種が重要となります。

これについて、別添 2 のとおり厚生労働省より「原則 8 か月以上」とする接種間隔を「6 か月以上」に短縮することが認められる対象者として、高齢者施設の入所者等が示されました。（※）

高齢者施設等におかれましては、接種体制の確保や接種意向の確認等、市町村と連携のうえ、希望される方への速やかな接種に可能な限りご協力をお願いします。

（※）初回接種（1・2 回目接種）の完了から「6 か月以上」の接種間隔で追加接種ができる対象者

- ①医療従事者並びに高齢者施設等の入所者及び従事者
- ②通所サービス事業所の利用者及び従事者
（短期入所系サービス、多機能型サービスを含む）
- ③病院及び有床診療所の入院患者

別添資料 1 府民等への要請

別添資料 2 令和 3 年 12 月 24 日付厚生労働省事務連絡

(ご参考)

対策本部会議の資料につきましては、以下のサイトからご覧ください。

(大阪府ホームページ) 大阪府新型コロナウイルス対策本部

http://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku_keikaku/sarscov2/63kaigi.html

問い合わせ先 代表 06-6941-0351

本通知について

介護事業者課

施設指導グループ (内線 4496、4493)

上記要請について

災害対策課 健康危機事象対策チーム

柴田・工藤・細谷 (内線 4947、4948)